

同意書兼確認書

医療的ケアを必要とする児童の保育園の利用にあたり、以下の内容すべてについて確認・同意☑し、提出します。また、これらの事項が遵守できない場合、または虚偽がある場合は、退園（または内定取消）となる可能性があることを了承します。

- ☐ 【主治医との連携】 定期的に主治医の診察を受け、その結果や指示を速やかに保育施設に連絡します。また、必要に応じて追加指示書の作成を主治医へ主体的に依頼します。
- ☐ 【利用時間】 保育の利用日・利用時間は、原則、月曜日から金曜日まで（祝日を除く）の保育短時間認定（午前8時30分から午後4時30分まで）の範囲内となることを了承します。
- ☐ 【ならし保育】 ならし保育期間中は、保護者付き添いのもと登園し、保育に参加します。また、児童の様子や状態によっては、ならし保育期間が延長・短縮される場合があることを了承します。
- ☐ 【看護師不在時の対応】 やむを得ない事情により、医療行為を行う看護師等が勤務できない場合には、安全確保のため保育の利用ができないことがあることを了承します。
- ☐ 【感染症発生時の制限】 園内で感染症が一定数以上発症した場合、集団保育における感染リスク軽減のため、保育所等の判断で保育の利用を控えてもらうことがあることを了承します。
- ☐ 【健康観察と登園判断】 健康観察、検温等は毎日家庭で必ず行い、児童の体調を確認の上で登園させます。また、登園時は健康状態を職員に報告し、当日の医療的ケア内容を確認し合います。その際、職員が体調不良と判断した場合には登園を見合わせます。
- ☐ 【緊急連絡と引き取り】 保護者は保育施設からの連絡が常に取りれる状態を維持し、児童の体調変化等によりお迎えを要請された場合には、速やかにお迎え（引き取り）を行います。
- ☐ 【職員の受診同行等】 保育所等において医療的ケアを実施する上で主治医の指導又は助言が必要となる場合、看護師等が直接主治医に連絡し指導・助言を受ける場合があることを了承します。また、保護者の受診に同行し、主治医との相談を行うことに同意します。
- ☐ 【物品管理】 医療的ケアに必要な医療機器、医療用具、消耗品、薬剤等はすべて保護者の費用と責任において準備し、使用後の汚物や使い捨て物品等は家庭に持ち帰って処分することを了承します。
- ☐ 【緊急搬送時の費用負担】 児童の体調に急変が生じ、緊急事態と保育所等が判断した場合、その他必要な場合には、保護者への連絡より前に救急搬送・受診・治療を優先することがあります。これに伴い生じた受診料、および搬送に同乗した職員が帰園する際にかかった公共交通機関の運賃（実費）は、すべて保護者の負担になることを了承します。
- ☐ 【気管カニューレ・チューブなどの自己（事故）抜去】 気管カニューレや栄養チューブの交換は、保護者の責任において自宅や医療機関で行います。保育中に栄養チューブの自己（事故）抜去等が生じた場合は原則保護者へ連絡となり、必要に応じて主治医を受診します。また、気管カニューレ自己（事故）抜去時の再挿入など緊急時の医療指示については、事前に保護者と主治医で協議し、あらかじめ指示書に記載しておくことを了承します。
- ☐ 【災害への備えと備蓄管理】 災害時対策として、万が一保護者がすぐに迎えに来られない状況を想定し、3日分の薬・食事（栄養剤）・予備器具類を事前に用意して保育所に預けます。また、預けた備蓄品の使用期限の管理や差し替え、医療機器バッテリーの定期点検は保護者の責任において行い、園の管理簿の記録に協力します。
- ☐ 【不登園期間の取り扱い（退園規定）】 1日も登園しない月が2か月以上続いた場合は原則退園となることを了承します。ただし、入院・治療等で登園困難な場合、診断書等の提出により市が状況を勘案した上で、最大6か月間まで入所継続が認められる場合があることを確認しました。
- ☐ 【受け入れの可否・変更】 児童の病態の変化や、市がガイドラインで定める以外の医療的ケアが必要になった場合など、安全な集団保育が困難となった場合には、保育所等での受け入れができなくなる（または退園・内定取消となる）場合があることを了承します。
- ☐ 【申請書類の共有】 提出された申請書類一式を、希望園や関係機関等で共有することを了承します。
- ☐ 【他保護者への情報共有】 医療的ケアが必要な児童の状況について、集団保育を安全かつ円滑に実施する上で必要な配慮・協力事項等は、プライバシーに最大限配慮した必要最低限の範囲で、他の児童の保護者との間で共有する場合があることを了承します。

年 月 日

児童氏名

保護者氏名